平成 21 年３月５日　制定
令和７年７月 25 日　改正

三原市路面着色舗装に係る技術運用

三原市建設部土木管理課

１　目的

路面の着色舗装（以下「舗装」という。）については、道路の利用者に対し視覚的に注意喚起し、速度抑制や歩行者等への配慮を促すことで、道路交通の安全確保を図るため施工している。

これまで、各現場の状況や目的に応じて設計基準を定め運用を図ってきたところであるが、令和７年４月に策定した自転車活用推進計画に基づく自転車通行空間の整備にあたり、運用を改正する。

２　舗装色選定基準

着色舗装の運用については、別表１「舗装色選定基準表」を適用することを基本とし、道路状況、地域特性等に応じて別の運用を認めるものとするが、道路標示等の色（白色及び黄色）と同系色を用いないこと。

３　改正前に設置した着色舗装に係る対応

この度の改正により、これまでに通学路における歩行者保護のため施工した水色着色舗装が自転車通行空間（自転車通行帯又は矢羽根型路面標示）の着色舗装と混在することから、利用者の混乱を招かないため、次のとおり運用する。

・今後施工する自転車通行空間の着色舗装については**「濃い青色」**とし、既設の水色と区別できるようにする。

・既設の水色着色舗装については、修繕や更新の時期に合わせ、**「緑色系」**に変更する。

・歩行者保護と自転車通行空間それぞれのカラー舗装の目的がわかるよう、文字又はピクトグラムを活用し、利用者を誘導する。

別表１　舗装色選定基準表

施工場所	舗装色	施工例
主として車道部に設けるもの ・横断歩道手前 ・導流路 ・傾斜部（減速を促す滑り止め舗装を含む） ・バスレーン※及び停留所 ・交差点内	エンジ色系	
主として歩行者保護のため設けるもの ・通学路 ・ゾーン 30（プラス）※ ・歩行者保護のためのカラー舗装※	緑色系	
主として自転車通行空間の明示のため設けるもの ・自転車通行帯※ ・矢羽根型路面標示※	青色系	

※「法定外表示等の設置指針について」（R6.7.26 警察庁交通局交通規制課長通達）による。